

次世代育成支援対策推進法に基づく  
『一般事業主行動計画書』

社会福祉法人周陽福祉会

行動計画の趣旨

職員が仕事と家庭や子育てを両立させ、能力を発揮できる雇用環境を整備するために行動計画を策定する

計画期間

平成30年4月1日 ～ 平成32年3月31日

内容

目標1. 産前産後休暇及び育児休業関連制度の周知

(対策) 平成30年4月2日～

産前産後休暇・育児休業など諸制度に関する手続き方法をまとめて職員への周知を図る

目標2. 妊娠中や出産後の女性職員への相談体制の整備

(対策) 平成30年4月2日～

産前産後休暇・育児休業の取得経験のある職員を相談窓口にする

目標3. 男性職員への育児休業取得の促進

(対策) 平成30年4月10日～

男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職へ研修を実施し、対象社員を把握した場合は、対象職員へ説明を行う